

2020年10月1日版  
株式会社USEN ICT Solutions

**第1条** (サービスについて)

USEN GATE 02 モバイルアクセス type WはUQコミュニケーションズ株式会社(以下「特定協定事業者」といいます。)のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)です。

**第2条** (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

**第3条** (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款(以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。)を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

**第4条** (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

**第5条** (加入契約申込みの方法)

加入契約の申込みをすることは、当社所定の御申込書を、契約事務を行うUSEN GATE 02取扱所に提出していただきます。

**第6条** (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額(消費税等相当額を含む)を支払っていただきます。この場合、銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。

2 契約者は、オプションサービスの提供開始日の属する暦月の初日から起算して加入契約の解除または、オプションサービスの廃止があった日の属する暦月の末日までの期間について料金表に規定するオプションサービス利用料の支払いを要します。

**第7条** (申込みの取消し)

加入申込者は、申込みから当社が申込受領の旨を通知する日までに、当社所定の書面により申込みを取消した場合、当社が別途定める料金表記載の一時金を支払うことにより、加入契約の申込みを取消することができます。

## 第8条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は機種により以下のように設定されています。

機種	最低利用期間
Mobile Cube Aterm WM3600R URoad-SS10 Mobile Slim Aterm WM3800R URoad-Aero	提供開始日の属する月を1ヶ月目とする24ヶ月目の末日まで
NAD11 WX01 WX02 WX03	提供開始日の属する月の翌月までを1ヶ月目とする24ヶ月目の末日まで 最低利用期間経過後も、契約期間は自動的に2年単位で更新されるものとします。
WX04 WX05 WX06	提供開始日の属する月の翌月までを1ヶ月目とする36ヶ月目の末日まで 最低利用期間経過後も、契約期間は自動的に3年単位で更新されるものとします。

当該最低利用期間または契約期間内に当社との加入契約を終了する場合、料金表に定める額を支払うものとし、ただし、契約満了月を以て契約解除する場合を除きます。

## 第9条 (契約者が行う加入契約の解除)

契約者は、自ら加入契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する(当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。)ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し加入契約を解除するものとします。

## 第10条 (当社が行う加入契約の解除)

当社は、契約者が加入契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、加入契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに加入契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をなしたとき
- (5) 違法行為をなしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用機器の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は加入契約を解除することができます。

## 第11条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送

機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### **第12条** （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者が生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

#### **第13条** （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

#### **第14条** （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

#### **第15条** （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

#### **第16条** （通信・保守・設備等）

毎月1日より積算したWiMAX 2+方式の合計通信量が7GBを超過した場合、それ以降月末までのWiMAX 2+の通信速度を128kbpsに制限します。ただし、契約プランが「無制限 ツープラス 2年プラン」および「無制限 ツープラス 3年プラン」の場合は、月間の通信量における速度制限は実施しないものとします。

2 本約款に定める以外の本サービスの提供方法、通信、保守および設備等に関する事項については、特定協定事業者約款を準用するものとします。

#### **第17条** （オプションサービスについて）

オプションサービスの詳細は、別記に定めるところによります。

#### **第18条** （反社会的勢力に対する表明保証）

加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

**第19条** （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

**第20条** （合意管轄）

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**別記**

**1. 本サービスにおける特定協定事業者約款**

「UQ通信サービス契約約款」

<https://www.uqwimax.jp/signup/term/index.html>

当社が提供するサービスは、特定協定事業者約款中の以下のサービスに対応するものとします。

当社が提供するサービス		対応する特定協定事業者サービス
サービス	対応する機器	
USEN GATE 02 モバイルアクセス type W	Mobile Cube Aterm WM3600R URoad-SS10 Mobile Slim Aterm WM3800R URoad-Aero	シングルサービス
	NAD11 WX01 WX02 WX03 WX04 WX05 WX06	WiMAX2+サービス

**2. オプションサービス**

（オプションサービス）グローバル IP オプション

(1) 内容

本サービスにより提供される機器に対してグローバル IP アドレスを割り当てます。グローバル IP アドレスによる通信を行いたい場合には、「グローバル IP オプション」のお申込みが必要です。

## (2) 申込

機種	当社への申込手続き	備考
Mobile Cube Aterm WM3600R URoad-SS10 Mobile Slim Aterm WM3800R URoad-Aero	所定の様式による申込み	申込受領から4営業日目に手続きが完了します。5営業日目以降にインターネット接続を行った時点で、グローバルIPアドレスを1つ動的に割り当てます。
NAD11 WX01 WX02 WX03 WX04 WX05 WX06	不要	契約者にてルータの設定画面より接続先の設定をしていただく必要があります。

## (3) 解約

機種	当社への解約手続き	備考
Mobile Cube Aterm WM3600R URoad-SS10 Mobile Slim Aterm WM3800R URoad-Aero	所定の様式による解約申込み	解約申込が行われた場合、受領した翌月最終営業日を以ってグローバルIPアドレスの割り当てを終了します。
NAD11 WX01 WX02 WX03 WX04 WX05 WX06	不要	契約者にてルータの設定画面より接続先の設定をしていただく必要があります。

## 【料金表】 ※すべて税抜き表示

## 第1表 基本利用料

## (1) 初期費用

料金種別	単位	料金
回線登録料	1契約回線ごと	3,000円

## (2) 月額費用

	プラン名	単位	料金
基本利用料	2年プラン	1契約回線ごと	3,696円
	ツープラス 2年プラン	1契約回線ごと	3,696円
	7GB ツープラス 2年プラン	1契約回線ごと	3,696円
	7GB ツープラス 3年プラン	1契約回線ごと	3,696円
	無制限 ツープラス 2年プラン	1契約回線ごと	4,380円

	無制限 ツープラス 3年プラン	1契約回線ごと	4,380円
ユニバーサルサービス料		モバイルアクセス 1回線番号ごと	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
グローバル IP オプション		1契約回線ごと	96円
<p>・「2年プラン」適用機種: Mobile Cube、Aterm WM3600R、URoad-SS10、Mobile Slim、Aterm WM3800R、URoad-Aero</p> <p>・「ツープラス 2年プラン」適用機種: NAD11</p> <p>・「7GB ツープラス 2年プラン」適用機種: NAD11、WX01、WX02、WX03</p> <p>・「無制限 ツープラス 2年プラン」適用機種: NAD11、WX01、WX02、WX03</p> <p>・「7GB ツープラス 3年プラン適用機種」: WX04、WX05、WX06</p> <p>・「無制限 ツープラス 3年プラン適用機種」: WX04、WX05、WX06</p> <p>・ユニバーサルサービス料、グローバル IP オプションは、月途中で加入の場合にも日割請求いたしません。</p>			

## 第2表 一時金

料金種別	単位	料金額
契約者の氏名等の変更に係るもの	1契約回線ごと	0円
利用権の譲渡に係るもの	1契約回線ごと	5,000円
加入契約の申込みの取消しに係るもの	1契約回線ごと	初期費用相当額（課税対象外）

## 第3表 契約解除料

### ・「2年プラン」の解約

最低利用期間内に解約された場合、契約解除料として別途 15,600円を請求いたします。

・「ツープラス 2年プラン」、「7GB ツープラス 2年プラン」、「無制限 ツープラス 2年プラン」の解約  
 契約期間に応じて発生し、提供開始日の属する月の翌月までを 1ヵ月目とします。契約自動更新後は、契約更新月の末日以外に解約をする場合は、1台あたり 9,500円の契約解除料が発生します。

契約期間	契約解除料
1～12ヶ月目	19,000円
13～24ヶ月目	14,000円
25ヶ月目	0円

### ・「7GB ツープラス 3年プラン適用機種」、「無制限 ツープラス 3年プラン適用機種」の解約

契約期間に応じて発生し、提供開始日の属する月の翌月までを 1ヵ月目とします。契約自動更新後は、契約更新月の末日以外に解約をする場合は、1台あたり 9,500円の契約解除料が発生します。

契約期間	契約解除料
1～12ヶ月目	19,000円
13～24ヶ月目	14,000円
25～36ヶ月目	9,500円
37ヶ月目	0円

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
UQコミュニケーションズ株式会社	株式会社USEN ICT Solutions
サービス取扱所	USEN GATE 02 取扱所
電気通信設備	特定協定事業者が設置する電気通信設備
会員契約	加入契約

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
UQ通信サービス	USEN GATE 02 モバイルアクセス type W
グローバル IP アドレスオプション	グローバル IP オプション

(以下余白)